

公示番号：180403

国名：マラウイ

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト(営農)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：営農
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年1月上旬から2019年2月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.40M/M、現地 1.63M/M、合計 2.03M/M
- (3) 業務日数：国内準備3日 現地業務49日 国内整理5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：11月28日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報
>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>

をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年12月4日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	営農に関する各種業務
対象国/類似地域	マラウイ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

(1) 基本的背景

農業はマラウイの国内総生産(GDP)の約30%、外貨収入の80%以上を占める基幹産業であり、総労働人口の約80%は農業セクターに従事している。しかし、農地における耕作、農業投入財の入手・使用、行政サービスの提供に関する課題等を抱えており、これらを解決し農業生産の安定と生産性向上を図ることが求められている。

上記課題に対応すべく、マラウイ政府は、国家中期開発戦略である「成長と開発戦略 II (The Malawi Growth and Development Strategy II 2011-2016: MGDS II)」を策定し、灌漑および水開発を優先開発分野のひとつに据え、天水農業への依存軽減と小中規模灌漑施設の普及による食糧と換金作物の生産性向上に努めてきた。

JICAは、同政府の要請の下、2015年3月～2020年3月までの予定で「中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト(以下「MIDP2」)」の支援を開始した。MIDP2は、マラウイ南部地域を対象とした「中規模灌漑開発プロジェクト(MIDP)」の後継案件で、中規模灌漑事業開発に係る灌漑技術者の育成体制の整備を図り、中規模灌漑事業の国家レベルでの促進に寄与することを目的としている。本プロジェクトの特徴は、民間コンサルタント、建設業者等の外部リソースを利用せず、「政府職員による設計・施工管理」、「農家の参加による施工・運営管理」、「政府の灌漑技術者と農業普及員の協働体制の構築」をコンセプトとする灌漑施設の整備、改修を行う点にある。これにより、受益農家の主体性を高め、天水農業に依存しない、より持続的な生計を得ることが期待されている。

MIDP2プロジェクト対象地域のマラウイ中北部においては、大規模な河川が存在せず、中小規模の灌漑施設の整備に基づく、営農、流通等の改善に関する技術普及体制が不十分であるという問題を抱えている。本業務では、「政府の灌漑技術者と農業普及員の協働体制の構築」のコンセプトの下、短期専門家を派遣し、灌漑及び普及に係る政府職員が一体的となった灌漑施設の導入を契機とする営農の改善手法の確立を推進する。

(2) プロジェクトの概要

- 協力期間： 2015年3月～2020年3月
- カウンターパート(C/P)機関：
農業灌漑水開発省(MoAIWD)灌漑局(DoI)、カスング灌漑サービス区事務所(ISD)、ムズズ ISD、ドーワ県灌漑事務所(DIO)、南ムジンバDIO、同省農業普及局(DAES)、カスング地方農政局(ADD)、ムズズ ADD、ドーワ県農業開発事務所(DAO)、南ムジンバ県 DAO、ナチサカ農業普及所(EPA)等
- 対象地域(モデル地区)：
マラウイ中部：カスング ISD 内ドーワ県チャンポレ地区、タウィ地区、マラウイ北部：ムズズ ISD 内南ムジンバ県ゾンベ地区、カトペ地区。
- モデル地区は、主食のメイズを中心にタバコ、野菜、豆類が一部作付けされている高原、中山間地域に位置する畑作中心地域に位置し、雨季を中心に小河川を利用する等高線沿いの灌漑施設(土水路)は存在するものの、機能性、安定性に乏しい灌漑地区である。詳細については、参考資料を参照すること。
- カスング地方農政局(ADD)を拠点とする。ドーワ県、ムジンバ県、カスング ADD等の地理関係については、10. (3) 参考資料のMIDP2パンフレットにて参照可能。

7. 業務の内容

本プロジェクトの中で当該分野にかかる短期専門家は、モデル地区において改善される灌漑施設、水管理体制に基づき、営農の改善およびその技術移転を通じて農民の生計向上を目的として、3回派遣を予定している。今回は2回目の派遣となる。一昨年度派遣専門家は以下の業務を行った。

- 1) 全モデル地区4カ所の実態調査
- 2) チャンポレ地区の営農作成

- 3) チャンボレ地区における営農のワークショップを通じた指導
- 4) 営農指導

本業務従事者は、2016年度の短期専門家が作成したチャンボレ地区営農計画のモニタリング、フォローアップを実施するとともに、ゾンベ地区における営農計画を策定し、農民、C/Pを対象としたワークショップを開催し、営農計画の普及・浸透を目指す。またタウィ地区・カトペ地区において2016年度に実施した実態調査結果を基に両地区の営農計画(案)の作成を行う。

2019年度の第3回派遣では、チャンボレ地区・ゾンベ地区の継続的なモニタリング、フォローアップ実施、タウィ地区・カトペ地区における営農計画を作成する。またチャンボレ地区において灌漑施設の導入を契機とする営農改善に関する栽培実証調査を行い、この実証調査計画案を作成する予定である。

プロジェクト期間全体での実施予定業務は以下の通り。

営農

No	Model site	2016年度	2018年度	最終回(2019年度)
1	Champhole / Dowa	調査、計画作成・ワークショップ	モニタリング	モニタリング+実証調査
2	Zombe / Mzimba	調査	計画作成・ワークショップ	モニタリング
3	Thawi /Dowa	調査	計画案作成	計画作成・ワークショップ
4	Katope / Mzimba	調査	計画案作成	計画作成・ワークショップ

また年度別のC/Pへの技術移転は、以下のように計画している。

2016年度：Champhole / Dowaにおいてワークショップを通じた営農指導を実施。

2018年度：Zombe / Mzimba Southにおいてワークショップを通じた営農指導を実施。

2019年度：営農指導内容をベースに、営農改善を目的とした栽培実証調査を実施。調査結果を基にした営農・モニタリング手法の指導を実施。

今年度の具体的業務内容は以下の通り。

(1) 国内準備期間(2019年1月上旬)

- ① MIDP2で2016年度派遣営農短期専門家及び先行プロジェクトである中規模灌漑開発プロジェクト(MIDP)に関する、公開中の報告書及び配布資料の内容を把握する。
- ② 昨年度実施された参加型施設管理専門家の業務報告書内容を踏まえ、ワークプラン(案)を作成する。
- ③ JICA本部にてワークプラン(案)を基に、業務計画の協議・派遣前打合せを行う。

(2) 現地業務期間(2019年1月上旬～2019年2月中旬)

- ① MIDP2長期専門家及びMoAIWD/DoIとワークプラン(案)に関して打合せを行い、現地調査、ワークショップ等の業務内容、スケジュールを確定させる。
- ② 2016年度に作成されたドーワ県チャンボレ地区の営農計画書(英文)とその実施状況をモニタリング及びフォローアップを行う。
- ③ 2017/2018年度に灌漑施設の整備、改修工事を実施した南ムジンバ県ゾンベ地区において、灌漑施設の導入を契機とする営農計画書(英文)を作成する。
- ④ ③において作成した営農計画書を、約160戸の農家及び営農組織に対するワークショップ(1回)を通じ、周知するとともに、必要に応じて修正を加える。

- ⑤ 2016 年度に作成された全モデル地区の実態調査結果を参考に、ドーワ県タウィ地区および南ムジンバ県カトペ地区で追加実態調査を行い、営農計画(案・英文)を作成する。
- ⑥ 現地業務終了時に、プロジェクト、JICA マラウイ事務所及び MoAIWD/DoI に対し①～⑤に関する概要の報告を行う。

(3) 帰国後整理期間 (2019 年 2 月下旬)

業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 農村開発部に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は、以下の通り。

- ・ 専門家業務完了報告書(和文・3部)

ワークプラン(英文)、営農計画書(英文)は参考資料として添付し提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照すること。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び現地業務期間中の日当・宿泊料等は契約に含むので、見積書に計上すること。航空経路は、日本⇒アディスアベバ/香港・アディスアベバ/シンガポール・ヨハネスブルグ/香港・ヨハネスブルグ⇒リロンゲ⇒アディスアベバ/香港・アディスアベバ/シンガポール・ヨハネスブルグ/香港・ヨハネスブルグ⇒日本を標準とする。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地作業期間は1月6日(日)～2月23日(土)を予定しています(ある程度の日程調整は可能です)。

② 業務実施体制

長期専門家2名(チーフアドバイザー、業務調整／研修管理)

短期専門家1名(灌漑施設／水管理)

③ 便宜供与内容

① 空港送迎

あり。

② 宿舍手配

あり。

③ 移動車両

MIDP2 プロジェクト用車両を提供する。

④ 通訳備上

なし

⑤ 現地日程のアレンジ

着任後、プロジェクトとの調整により実施する。

⑥ 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス(カスング ADD)内に執務スペース(インターネット環境あり)を提供する。

その他

本業務の実施に必要な消耗品費(携帯電話、ネット環境)、通信・運搬費(携帯電話通信費等)、資料等作成費(現地での資料印刷費)、その他雑費(ミーティング、研修開催費)については、MIDP2により準備する。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム (TEL:03-5226-8407) にて配布します。

マラウイ国「中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト」詳細計画調査報告書 (2014 年 12 月)

[http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc524.nsf/VIEWJCSearchX/7CC12491842B263F4925818D000BE0E1/\\$FILE/MIDP2_詳細計画策定調査報告書.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc524.nsf/VIEWJCSearchX/7CC12491842B263F4925818D000BE0E1/$FILE/MIDP2_詳細計画策定調査報告書.pdf)

MIDP2 RD: Record of Discussion on Project for Enhancing Capacity for Medium Scale Irrigation Scheme Development, Operation and Maintenance (2015 年 1 月 12 日)

MIDP2 パンフレット (2016 年 3 月、英文)

中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト (営農計画) 業務完了報告書 (2017 年 2 月)

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」

及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

・タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」

・本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 灌漑畑作の経験を有することが望ましい。
- ② 本業務の実施上、必要な機材が想定されれば、プロポーザルの中で提案してください。検討の結果、必要と判断される機材については、MIDP2 において準備します。
- ③ 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ④ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」
<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑥ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上